

介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画の事業評価及び公表について（法定報告）

平成 29 年介護保険法改正により、市町村介護保険事業計画における①高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、②介護給付適正化に関し、目標の達成状況に関する分析・評価を行い、評価結果を公表するよう努め、これを都道府県知事に報告するものと規定された。

大田区では、「おおた高齢者施策推進プラン」に掲げる事業において、①と②に対する事項に関し、次の事業を「法定報告」として報告し、大田区ホームページにて公表する。

① 自立支援・介護予防・重度化防止

介護予防・健康づくり		
計画の内容	現状と課題	令和 4 年度に実施した実態調査の結果では、新型コロナウイルス感染症の影響により、約 3 人に 1 人が「運動不足により筋力や体力が低下した」と回答している。 高齢者がフレイル予防のために、自発的に元気維持・介護予防に取り組むことができるよう、各種体操教室や認知症予防講座の実施に加え、活動拠点が制限されない ICT 機器を活用して自宅でも取り組める介護予防事業の継続など、様々な取組が必要である。
	取組	フレイル予防の三要素「運動・栄養＋口腔・社会参加」を取り入れて地域活動を展開していく「おおたフレイル予防事業」を推進する。また、フレイルの進行を遅らせ、健康寿命を延伸するため、介護予防の大切さを積極的に周知し、地域へ普及啓発する。
	目標	区報やホームページを通じて、介護予防・フレイル予防の取組の重要性を周知する。また、地域ぐるみのフレイル予防を推進するため、フレイル予防講座を開催し、予防活動を支える地域の担い手の拡充に努める。
	目標の評価方法	・評価時期：年度末をもって行う。 ・評価方法：フレイル予防に資する各種講座の着実な執行と受講者の拡充、フレイル予防の重要性に係る情報発信の強化への取組具合等をもって評価する。
令和 6 年度実績	実施内容	・フレイル予防リーダー養成講座（4 日制） 参加者数 28 人（9～12 月実施） ・フレイル予防実践講座 参加者数 28 人（2 回実施） ・フレイル予防専門職養成講座 参加者数 54 人（2 回実施） ・フレイル予防個別支援事業者、団体向け養成講座 参加者数 43 人（各 4 地域で実施） ・消費者生活センターの催しでフレイル予防のパネル展を実施 開催日：10 月 6 日 ・グランデュオ蒲田でフレイル予防のパネル展を実施 開催期間：3 月 21 日～3 月 27 日
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【〇】 ・フレイル予防の重要性を区民に広く周知・啓発するとともに、地域ぐるみでの予防を推進するため、地域の担い手に向けた講座を実施し、フレイル予防事業の拡充を行った。 ・区の媒体のほか、前年度に引き続き、民間事業者等の協力を経て情報発信を広範に展開し、フレイル予防の重要性等について周知機会の拡大を図った。
	課題と対応策	《課題》 区民に広く周知・啓発を行うとともに、地域ぐるみでの予防を推進するため、地域の担い手に向けた講座を実施し、さらなる担い手の拡充に取り組んでいる。フレイル予防の重要性については、一過性のものとならないよう、継続的な啓発が必要である。また、地域には多くの団体が存在するため、さらなる浸透の余地がある。 《対応策》 引き続き啓発活動を行っていくとともに、新たな事業者や団体に対して講座を実施し、フレイル予防の知識を日常の活動に取り入れてもらい、地域ぐるみでのさらなるフレイル予防の推進につなげる。

通いの場への支援		
計 画 の 内 容	現状と課題	令和4年度の実態調査の結果では、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者の7割以上の方が、自らの健康状態を「とてもよい」、「まあよい」と回答している一方で、健康の維持・増進や介護予防に取り組むにあたって、「取組の効果を感じにくく、やる気の維持が難しい」という回答が1割から2割程度見られた。 高齢者が継続的に取り組める場の創出のため、地域の方が担い手の中心となる「通いの場」において、介護予防を通じた高齢者間の交流を促進するとともに、地域の方等と連携し、新たな担い手の育成へとつなげていく必要がある。
	取組	高齢者が介護予防に取り組むきっかけをつくるとともに、活動の継続を促進するため、体操教室等の介護予防事業を実施する。また、参加者の体力にあわせ、運動強度を考慮した体操教室や文化的講座などに加え、ICTを活用したリモート方式による開催など、効果的な介護予防・フレイル予防事業を推進する。 その他、地域の高齢者が担い手となる通いの場を確保し、介護予防を通じた利用者間の交流を促進させ、地域とのつながりを深めて、互いに支え合う関係づくりへ発展させるために、通いの場の拡充や利用促進に向けた普及啓発を行う。
	目標	高齢者が介護予防に取り組むきっかけをつくるとともに、活動の継続を促進するための普及啓発を実施する。また、地域における介護予防の取組を強化するため、地域ケア会議や区民等が運営する通いの場等へ、リハビリテーション専門職を派遣する。 その他、介護予防に関わるボランティア等の人材養成のための研修や、介護予防に資する地域活動団体の育成・支援を行う。
	目標の評価方法	・評価時期：年度末をもって行う。 ・評価方法：介護予防への取組のきっかけとなる各種講座の着実な執行と受講者の拡充等をもって評価する。
令 和 6 年 度 実 績	実施内容	・介護予防普及啓発事業（元気アップ教室等） 参加者数 延べ53,669人 ・リモート型フレイル予防教室 参加人数 延べ6,141人 ・口から始める健康講座 参加人数 延べ494人 ・食から実践・フレイル予防講座 参加人数 延べ73人 ・介護予防出張健康講座 参加人数 延べ653人 ・地域リハビリテーション活動支援事業 派遣件数 58件 ・一般介護予防事業評価事業（体力測定会等） 参加者数 延べ2,154人 ・ボランティアポイント制度事業等 参加者数 延べ1,915人
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 ・リモート型介護予防事業については、継続して提供できたことで認知度も高まり、デジタル機器等ICTを活用した介護予防事業を拡充できた。 ・一般介護予防事業評価事業については、体力測定会等の事業の効果検証を行い、実施方法や内容の見直しを行ったことで、参加者数を増加させることができた。 ・通いの場の確保に資する地域介護予防活動支援事業については、介護予防に係る地域指導員をサポートする取組を継続して実施し、地域活動団体の育成、支援を行うことができた。
	課題と対応策	《課題》 介護予防普及啓発事業は、講座の種類や会場が多岐にわたるため、参加者の状況やニーズについて、広くアンテナを張り把握に努める必要がある。 《対応策》 委託事業者などと連携し、事業者の声や利用者からのアンケートを活用して、より参加者のニーズに合った講座内容を提供していく。

地域ケア会議の充実		
計画の内容	現状と課題	単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加による日常生活における支援ニーズの増加が見込まれるほか、家族形態や生活様式の多様化に伴い、支援ニーズも多様化・複雑化が進んでいる。 区では、令和7（2025）年を見据えた地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた取組を進めているが、今後はこうした状況も踏まえ、高齢者が地域で安心して暮らせるように支援していくことが必要である。
	取組	高齢者の在宅生活を支えるため、困難事例への対応や自立支援を目的として、関係機関と連携し課題解決を図るための地域ケア会議を開催する。また、地域ケア会議においては、個別ケースの検討を始点として、地域の共通課題の抽出・解決に向けた検討を行う。
	目標	地域包括ケアシステム構築の手段の一つとして、個別課題の検討から地域の共通課題を発見し、解決に向けた検討を多職種連携により行う地域ケア会議を実施する。
	目標の評価方法	・評価時期：年度末をもって行う。 ・評価方法：地域の方の参画と多職種連携により、地域課題の共有と解決及び自立支援等に向けた取組を推進するため、各階層の地域ケア会議の開催（対応状況）および区レベル会議へ適切に吸い上げられて報告された内容であるかをもって評価する。
令和6年度実績	実施内容	・個別レベル会議の実施 開催：84回 / ケース件数：96件 （支援困難ケース 43回/44件、自立支援ケース 39回/50件、ケアマネ支援 1回/1件、その他 1回/1件） ・日常生活圏域レベル会議の実施 開催：36回 / テーマ件数：34件 ・区レベル会議の実施 開催：1回 ・区レベル会議では、日常生活圏域レベル会議で報告されたもののうち、「コロナウィルスで希薄となった見守り活動について」や「羽田地区におけるひとり暮らし高齢者等の防災（風水害）支援について」など、様々な分野から4つの事例を取り上げた。
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 ・個別レベル会議、日常生活圏域レベル会議は、地域包括支援センターが主催者となって適宜開催し、区レベル会議では、日常生活圏域レベル会議で取り上げた4事例を共有したことで、地域課題の抽出や解決に向けた検討を行うことができた。
	課題と対応策	《課題》 日常生活圏域レベル会議の報告書をもとにして区レベル会議で共有したため、個別レベル会議からのつながりが分かりにくい部分があった。 《対応策》 個別レベル会議から日常生活圏域レベル会議を経て、区レベル会議に至るまでの連続性が分かりやすいようなものとなるよう、資料作成に係る工夫や実施方法について検討し、今後の区レベル会議に反映させていく。

自立支援に向けた規範的統合の推進とケアマネジメントの質の向上

計 画 の 内 容	現状と課題	第9期計画期間中に団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年を迎え、今後も後期高齢者及び高齢者全体の数の増加が見込まれる中、高齢者一人ひとりが充実した高齢期を過ごすためには、介護予防・重度化防止の取り組みが不可欠である。 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、サービス提供事業者やボランティア、関係機関と、自立支援に向けた基本方針及び目的を共有し、また、介護予防のスキルアップを図っていくことが重要である。 高齢者の自立を尊重した支援が提供できるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジメント力強化が求められている。
	取組	自立支援に向けた規範的統合の推進とケアマネジメントの質の向上のため、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を対象に実務的な研修を実施し、ケアマネジメント力の向上を図る。 また、「おおた介護予防応援事業」を実施し、サービス提供事業者や利用者等に対し、広く総合事業の考え方を周知し、理解を深めることにより効果的な総合事業実施につなげる。
	目標	地域包括支援センターを中心に、自立に向けた目標設定、アプローチを可能にするために、研修等を通じてケアマネジメント力の強化を図る。 また、介護予防に取り組む高齢者と、それを支援する事業者の効果的な取組を表彰するおおた介護予防応援事業により、介護予防の重要性の普及啓発及び利用者と事業者のモチベーションの向上を図る。
	目標の評価方法	・評価時期：年度末をもって行う。 ・評価方法：地域包括支援センターを中心に、自立に向けた目標設定、アプローチを可能にするために、研修等を通じてケアマネジメント力の強化を図る。 また、介護予防に取り組む高齢者と、それを支援する事業者の効果的な取組を表彰するおおた介護予防応援事業により、介護予防の重要性の普及啓発及び利用者と事業者のモチベーションの向上を図る。
令 和 6 年 度 実 績	実施内容	・地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に対して、YouTubeを用いた研修動画を公開 ・総合事業ケアマネジメントマニュアルを更新 ・おおた介護予防応援事業の実施 ▶ 第3期事業の広報・エントリー受付(区HP等で周知) ▶ 第1期及び第2期事業優秀事例の普及啓発(おおた福祉フェスや地域包括支援センター等に事例集を配布) ▶ 第3期事業以降の事業展開についての検討
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 ・総合事業ケアマネジメントマニュアル等を更新したことに加えて、大田区総合事業研修動画のYouTube配信するなど、介護支援専門員等の質の向上に努めた。 ・おおた介護予防応援事業の第1期及び第2期事業優秀事例集について、地域包括支援センターへの再配布のほか、おおた福祉フェス等で配布して普及啓発したことにより、介護事業者に一定程度介護予防の内容や効果を浸透させることができた。
	課題と対応策	《課題》 介護支援専門員において、絆サポート及び元気アップリハの認知度が低いいためケアプランに採り入れづらい。また、おおた介護予防応援事業については、第1期及び第2期と比べ、第3期では運営補助委託の契約期間を短縮するなど、1期(3年間分)の経費について削減できている部分もあるが、費用対効果の点で課題がある。 《対応策》 介護支援専門員に対する研修の実施、またはケアマネジャー連絡会主催の研修会等に協力し、総合事業(特に絆サポート、元気アップリハ)の広報活動を推進していく。また、おおた介護予防応援事業の実施内容に係る今後の方向性について引き続き検討する。

② 給付適正化

ケアプラン点検	
計画の内容	現状と課題 ・平成30年9月に「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」を策定し、方針の普及啓発に取り組んでいるが、基本方針を「日々の業務で実施している」と回答した居宅介護支援事業所数は少ない。 ・ケアプラン点検や、ケアマネジャー向け研修を通じて、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図ることにより、個々の居宅介護支援事業所において、自主的にケアプラン点検が実施される体制づくりを支援していく必要がある。
	取組 ・ケアプラン点検の実施にあたっては、各居宅介護支援事業所において、管理者や主任ケアマネジャーが中心となり、自主的にケアプラン点検が実施されるよう、「保険者と介護支援専門員がとむに行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用しながら、点検者の理解を深めるとともに、自主的にケアプラン点検が実施される体制づくりを構築していく。 ・第9期計画期間内に、区内の居宅介護支援事業所が一巡するように、毎年60件程度のケアプラン点検を実施する。
	目標 (令和6年度事業内容) ・ケアプラン点検(書面点検) 年2回実施(前期8月、後期10月)、対象事業所数は年間56件を予定。 ・グループ討議型ケアプラン点検の実施(12月開催予定) (指標) 各居宅介護支援事業所において、自主的にケアプラン点検が実施される体制が構築されること。
	目標の評価方法 (令和6年度事業内容) 1年間のケアプラン点検の件数、およびグループ討議型ケアプラン点検参加者数を年度末に評価する。 (指標) グループ討議型ケアプラン点検参加者に対し、アンケートを実施。各事業所の取組状況を確認する。
令和6年度実績	実施内容 ・ケアプラン点検(書面点検) 令和6年度実施事業所数：計53件 (年2回実施、前期8月：23件、後期10月：30件) ・グループ討議型ケアプラン点検の実施(令和6年12月13日実施)：参加者：51名
	評価結果・自己評価内容 自己評価結果【◎】 ・令和6年度の点検対象としていた事業所のケアプラン点検を実施できた。 ・グループ討議型ケアプラン点検を通じて、好事例を共有することにより、ケアマネジャーの点検スキルおよび意識向上につながることができたと考える。 ・アンケート結果では8割を超える参加者がケアプラン点検に参加し、ケアプランを作成するうえで効果があったと回答しており、ケアプランの質の向上につながったと考える。
	課題と対応策 《課題》 ケアプラン点検や、ケアマネジャー向け研修を通じて、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図ることにより、個々の居宅介護事業所において、自主的にケアプラン点検が実施される体制づくりを継続的に支援していく必要がある。 《対応策》 引き続きケアプラン点検および研修を実施する。第9期計画期間中は、管理者や主任ケアマネと限定せず、すべてのケアマネを点検対象者とし、新たなリアセスメントシートを活用しながら、ケアプラン点検を通じて得た課題やスキルを事業所内で共有され、自立支援に資する適切なケアプラン作成が行われるような体制づくりを支援していく。

ケアマネジメントの質の向上		
計画の内容	現状と課題	- 平成 30 年度より NPO 法人大田区介護支援専門員連絡会と協働し、自立支援に資するケアマネジメントを目的としたケアプラン点検およびケアマネジャー向け研修を実施している。ケアプラン点検および研修を通じて、居宅介護支援事業所の管理者等と共に、区におけるケアマネジメントの傾向や課題を共有していく仕組みを構築した。 - 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等、ケアマネジメントに携わるすべての者が、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」に基づき、日常の取組・活動を進めていけるよう、基本方針を研修等を通じて周知徹底をしていく必要がある。
	取組	- 研修やケアプラン点検を通じて、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図る。 - ケアプランの質の向上を図るため、多くの要介護者等が抱える共通の生活課題や、ケアマネジャーの要望に即した多様なテーマの研修を実施する。 - 研修の開催にあたり、インターネットを活用した研修環境を取り入れ、受講者の負担軽減を図る。
	目標	ケアマネジャー向け研修の実施（年間 4 回を予定）
	目標の評価方法	1 年間の研修実施状況について、年度末に評価する。
令和 6 年度実績	実施内容	- 令和 6 年度大田区介護支援専門員全体研修 実施回数：4 回、合計受講者数：1,082 人 - 研修テーマ 第 1 回：おおた高齢者施策推進プランについて 第 2 回：精神疾患の対応について～家族対応に困っていませんか～ 第 3 回：複合的にニーズへの支援～重層的支援・多機関連携～ 第 4 回：【解説】令和 6 年度ケアプラン点検の概要説明及び総括
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 - オンライン研修にすることで、受講者の負担の軽減しつつ、研修の目標回数を達成することができた。 - 現状の課題に即した多様なテーマを取り扱うことで、ケアマネジャーのケアプラン作成スキルおよび意識向上につなげることができたと考える。
	課題と対応策	《課題》 引き続き、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等、ケアマネジメントに携わるすべての者が、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」に基づき、日常の取組・活動を進めていけるよう、基本方針を研修等を通じて周知徹底をしていく必要がある。 《対応策》 令和 7 年度も引き続き、現状に即した多様なテーマの研修をケアマネジャー向けに実施する。 ケアプラン点検および研修を通じて、居宅介護支援事業所の管理者等と共に、区におけるケアマネジメントの傾向や課題を共有することで、ケアプランの質の向上を図っていく。

要介護認定の適正化		
計 画 の 内 容	現状と課題	(認定調査) 認定調査の委託の拡大により、様々な知識・経験を有する者が認定調査を担う状況となっている。適切かつ公平な要介護認定のため、調査の水準を確保する必要がある。 (認定審査会) 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間延長の取り扱いが終了したことと、団塊の世代全てが75歳以上となることから、第9期期間では、申請件数の増加が見込まれている。適切かつ公平な要介護認定のため、認定審査会において、簡素化の継続や全国一律の基準に基づく認定の適切な実施を進めていくことが必要である。
	取組	(認定調査) 認定調査員研修の実施 (認定審査会) 審査会での模擬審査の実施、定期的なニュースレターの発行や合議体連絡会の開催等を通じた情報共有により審査会委員の基本的な考え方の共有を図るとともに、オンライン審査会の継続により安定的な審査会運営を実施する。
	目標	(認定調査) 認定調査員研修参加者数 令和6年度：280名程度、令和7年度：280名程度、令和8年度：280名程度 (認定審査会) ・審査会での模擬審査を年1回実施 ・「審査会だより」を定期発行 ・合議体連絡会をWEB参加を含め年1回開催 ・介護保険課、大森地域福祉課、調布地域福祉課においてオンライン審査会を引き続き実施
	目標の評価方法	(認定調査) 1年間の研修参加者数を年度末に評価する。 (認定審査会) 「目標」に記載した内容・回数について、実施状況を年度末に評価する。
令 和 6 年 度 実 績	実施内容	(認定調査) 認定調査員研修参加者数：193人 内訳 新規研修（eラーニング）：39人、現任研修（会場）：154人 (認定審査会) ・「審査会だより」を年3回発行 ・合議体連絡会 参加者数 40人（会場 12人、Web 28人） ・Web会議による審査会を介護保険課、大森・調布地域福祉課で実施
	評価結果・自己評価内容	(認定調査) 自己評価結果【○】 目標数値には達しなかったが、多くの方の参加があり、アンケート結果も概ね好評だった。 (認定審査会) 自己評価結果【○】 ・「審査会だより」を定期的に発行することで、審査会委員間の基本的な考え方の共有を図ることができた。 ・Webによる合議体連絡会を実施することで、一定の参加率を維持することができている。

	（認定調査） 《課題》 認定調査員の中核を担う介護支援専門員は、業務が多忙な中、現任研修に参加しており、当日欠席や途中退出が生じている。 《対応策》 業務分析データやアンケート結果等を踏まえ、より多くの認定調査員が受講し、適正な認定調査の実施につながるよう、研修の実施時期や内容等を検討する。 （認定審査会） 《課題》 医師、歯科医師、薬剤師、施設職員など様々な職業の方に審査会委員を委嘱しており、情報共有を行うにあたり時間や手段などの制限がある。 《対応策》 適正な審査会のあり方について情報共有を進めていく必要がある。
--	---

住宅改修・福祉用具点検

計画の内容	現状と課題	住宅改修や福祉用具購入については、ケアプランに記載のない場合も多く、「なぜ必要なのか」「どんな効果が期待できるのか」をプラン全体を通した検討が浅い。
	取組	住宅改修や福祉用具購入の申請においては、利用者の状況及び見積書の点検を行い、必要に応じて事前・事後の現場確認を行う。この際、公益財団法人東京都福祉保健財団と連携し、関係従事者のリハビリテーションへの理解を深めていく。
	目標	利用者の身体状況を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、現場確認を通じて、ケアマネジャー等への啓発に努めていく。
	目標の評価方法	現場確認の結果や理由書の内容により普及啓発の結果を評価
令和6年度実績	実施内容	・住宅改修：訪問調査 7件 ・福祉用具購入：訪問調査 4件
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 感染症への配慮から、利用者宅内への訪問が必要な住宅改修の確認や福祉用具購入の現場確認は控えるようにしている。代わりに書類審査を厳密に行うことや、電話等により利用者や家族、事業所への聞き取りなどを行い、適正な給付を努めた。
	課題と対応策	《課題》 適切な給付を行うことは利用者だけではなく、ケアマネジャー、事業者等の制度理解が不可欠であるが、現状では、理解が不足していると思われるものが申請の中に多数存在する。 《対応策》 研修や啓発事業がさらに必要と考える。また、書類審査時の疑義事項の確認を通して、制度理解を深めてもらえるように伝えていく。さらに、現場確認も適宜行い、適切な利用の確認を行っていく。

縦覧点検・医療突合		
計画の内容	現状と課題	国民健康保険団体連合会から提供される帳票を毎月点検している。国保連作成の『審査マニュアル』は、項目や視点が理解しやすい内容になっており有効に活用できている。全件審査を実施している。
	取組	国保連から提供される縦覧点検・医療突合の帳票については、保険者確認分を全件点検する。また、国保連主催の介護給付適正化研修やシステム研修等を活用し、縦覧点検・医療突合に係る職員の知識及び点検技能の向上を図る。
	目標	費用対効果が高い帳票を優先的に点検していく。また、適正化研修の受講等により、点検スキルの向上に努め、より多くの適正化情報点検を行っていく。
	目標の評価方法	点検件数、事業所への通知数増等により評価
令和6年度実績	実施内容	・点検件数 縦覧点検 23,487 件、医療情報との突合 11 件
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 請求ミス等による返還金に繋がった。また、算定要件への理解にも繋がっている。
	課題と対応策	《課題》 同様の通知を送る事業所がある場合においては、事業所内での周知徹底が不足していると考えられる。 《対応策》 通知文等の検討するとともに、請求間違いの多い内容については、個別に通知するだけでなく、事業者連絡会等での周知等を行う。

介護給付費通知		
計画の内容	現状と課題	利用者自身が利用したサービスの保険給付に対する関心が薄い。どれだけ介護サービス事業所に支払われているかを認識してもらうことが必要。
	取組	介護保険サービスの利用の内容について、「見やすく、理解しやすい」を目指した給付費通知を作成する。受領者の反応等をもとに、給付費通知の効果や課題の検証を行い、より効果的な通知になるように検討する。
	目標	「見やすく、理解しやすい」という視点で介護給付費通知を作成するほか、その効果や課題等を検証し、より効果的な介護給付費通知を目指す。
	目標の評価方法	利用者や事業所からの問い合わせ等により評価
令和6年度実績	実施内容	・発送件数 25,611 通（令和6年10月実施）
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【○】 通知を送ることにより、自身の利用しているサービスに対する保険給付への関心向けることに繋がった。同封の案内文の改善にも取り組んだ。
	課題と対応策	《課題》 高齢者にもわかりやすい通知の作成が必要である。また、通知の効果がわかりづらい点が課題である。 《対応策》 同封の案内を工夫し、また問い合わせに対して分かりやすい説明を行う。また、費用対効果が表れにくい事業のため、効果検証の方法についても検討を行っていく。

給付実績の活用		
計画の内容	現状と課題	国民健康保険団体連合会から提供される帳票を毎月点検している。国保連作成の『審査マニュアル』は、項目や視点が理解しやすい内容になっており有効に活用できている。情報量が多く、点検項目は限られるのが課題。
	取組	国保連のケアプラン分析システムにより抽出した事業所詳細情報や適正化情報を活用し、介護報酬の請求等について、請求内容の自主点検を求めるとともに、不適切な請求のあった事業所には適切な助言・指導を行っていく。
	目標	・ 不適切な給付の可能性がある請求について事業所へ通知し、自主点検後の報告を求める。 ・ より効果的な活用方法を探り、確認帳票を拡大していく。 ・ 法人指導担当や指定担当が活用できる情報を選定し、その提供を行う。
	目標の評価方法	点検件数、事業所への通知数増等により評価
令和6年度実績	実施内容	・ 点検件数 10,339 件
	評価結果・自己評価内容	自己評価結果【◎】 ・ 研修等は積極的に参加した。 ・ 担当間での情報共有や啓発などにより点検スキルの維持及び向上に努めた。
	課題と対応策	《課題》 法人指導担当や指定担当との連携を密にし、給付実績を有効活用する。 《対応策》 研修参加や勉強会などへの参加を増やし、点検スキルの向上させ、他の担当へのフィードバックができるように努める。